

【一抜け方式の入札事例】

等級	土木A級対象工事					舗装A級対象工事	
工事名	(1件目)○×工事	(2件目)○○工事	(3件目)△□工事		(4件目)△▽工事	(5件目)○△工事	(6件目)××工事
当初参加者数	8社	5社 ↓	3社 ↓		7社 ↓	3社 ↓	6社
開札後の参加可能者		4社	1社 (一抜け方式適用外)	→	3社	5社	2社
参加業者	A社				A社	A社	A社
	B社				B社	B社	B社
	C社					C社	C社
	D社	D社 (1件目落札)	D社 (1件目落札)	参加可能 →	D社		D社
	E社				E社		E社
	F社	F社			F社		F社
	G社	G社	G社		G社		G社
	H社	H社	H社 (2件目落札)	参加可能 →	H社	H社 (2件目落札)	H社 (2件目落札)
落札者及び落札候補者	D社	H社	H社 (結果的に、落札決定順位の上位で落札者等になった者が、2件目に続き、3件目を落札する可能性もある。)		A社	B社	A社
備考		1件目の落札者及び落札候補者であるD社は、参加できない。	基本的には、1件目及び2件目の落札者及び落札候補者のD社及びH社は参加できない。 しかし、残りはG社の1社となり競争性が損なわれるため、一抜け方式適用外とし、既に落札したD社及びH社も参加対象とする。 ただし、D社もH社も「辞退」すれば、不調となる。		再び、H社は、一抜け方式により参加できないものとなる。		土木Aと舗装Aの参加業者は同一業者であるが、同一工種ではないため、全社参加できる。

- 留意点：
- 【上記(2件目)○○工事の例】 基本的には、同一工種かつ同一等級の工事が複数ある場合、落札者又は落札候補者となった後の入札には参加できない。
 - 【上記(3件目)△□工事の例】 落札決定順位が下位の工事入札において、一抜け方式を適用することにより、競争性が損なわれる場合は、その案件について一抜け方式の入札は行わない。
 - 【上記(4件目)△▽工事の例】 競争性も損なわれないため、一抜け方式を適用させ、再びD社及びH社は参加できない。
 - 【上記(6件目)××工事の例】 上記(6件目)××工事は舗装A級工事であり、1件目から5件目の土木A級工事とは異なるため、同一工種かつ同一等級に該当しないため全社が入札参加ができる。

